

舞鶴市

農業者物価高騰 緊急支援給付金

資材価格高騰の影響を受けている農業者（農業・林業・畜産業）に対し、経営の安定を後押しするため、給付金を支給します。

対象者

- ①令和7年分の農業収入が50万円以上ある個人及び法人等
※農作業受託など耕作サービス業も含まれます。
※山林収入や林業サービスも対象のため、別途ご相談ください。
- ②認定農業者、認定新規就農者、①のうちJAの生産部会に所属する農業者

給付額

- ① 5万円
- ② 10万円

提出書類

- ①農業者物価高騰緊急支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）
 - ②令和7年分の確定申告書のコピー
 - ③振込口座がわかる書類
- ※詳しくは裏面をご覧ください

申請期間

令和8年4月1日（水）～9月30日（水）

■問い合わせ・申請先〈窓口持参または郵送〉

舞鶴市役所産業振興部農林課（〒625-8555 舞鶴市北吸1044）

窓口対応時間 9：00～16：30

TEL：（0773）66-1023

メール：nourin@city.maizuru.lg.jp

※なお、申請書等については舞鶴市役所（農林課）及び西支所・加佐地域活性化センター・大浦地域活性化センターにて申請受付をしています。

舞鶴市ホームページからのダウンロードも可能です。

舞鶴市HP



申請書類

■ 農業者物価高騰緊急支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）

■ 令和7年確定申告に係る書類

【個人】

- ・ 青色申告：確定申告の第一表、青色申告決算書一式のコピー
- ・ 白色申告：確定申告の第一表、収支内訳書一式のコピー
(e-taxによる申請の場合は「受信通知」を添付してください。)

【法人等】 ※法人税の申告をしているみなし法人を含む

- ・ 法人税確定申告書の別表一のコピー
- ・ 決算報告書の「損益計算書」、「販売費および一般管理費内訳表」、「製造原価報告書など（作成している事業者のみ）」のコピー
- ・ 法人事業概況説明書
(e-taxによる申請の場合は「受信通知」を添付してください。)

※確定申告を行っていない方については、令和8年度の市民税・府民税申告書受付票のコピーを提出してください。

※確定申告のコピー及び市民税・府民税申告書受付票のコピーを提出できない場合において、本給付金の審査に必要な範囲で、市が市民税・府民税申告内容を確認いたします。なお、確認に伴い、税額確定後の支給となるため、支給時期が6月以降となる場合がございます。

■ 振込口座がわかる書類

- ・ 振込先口座通帳の見開き1ページ目と2ページ目のコピーなど
(金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義(カナ)が分かる箇所)を必ず添付してください。